

動物用医療機器修理業許可証

氏名又は
名 称

富士フイルムメディカル株式会社

事業所の
所 在 地

宮城県仙台市宮城野区鉄砲町西 1-14 富士フイルム仙台ビル 4・6 階

事業所の
名 称

富士フイルムメディカル株式会社 仙台サービスセンター

修理区分

動物用医薬品等取締規則第136条第2号の区分

許 可 の
有効期間

令和7年3月24日から
令和12年3月23日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第1項の規定により許可を受けた動物用医療機器の修理業者であることを証する。

令和7年1月14日

農林水産大臣 江藤 拓